

## 第52回滋賀県景観審議会議事概要

- ✚ 日 時：  
平成19年10月19日（金）午前10時から正午まで
- ✚ 場 所：  
滋賀県合同庁舎7A会議室
- ✚ 議 題：  
滋賀県景観計画の策定に関する考え方について
- ✚ 出席者：  
小浦委員、佐野委員、谷委員、中野委員、福山委員、山崎正史委員、山本委員
- ✚ 欠席者：  
濱崎委員、宮城委員、山崎和子委員

### 事務局：

本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第52回滋賀県景観審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、都市計画課長の中村よりごあいさつ申し上げます。

### 課 長：(挨拶)

### 事務局：

本日の審議会の定足数ですが、委員10名中7名の方にご出席いただいております。ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則第18条第3項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は公開で行わせていただきます。傍聴者の皆様には円滑な進行にご協力をお願いします。

資料の確認をさせていただきます。(資料の確認)

不足がございましたらお申し出いただきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、山崎会長にお願いします。

### 会 長：

それでは審議に入りたいと思います。まず都市計画審議会と行いました合同専門委員会における審議内容についてご報告をお願いします。

## 委員：

まず、専門委員会のメンバーですが、当審議会からは、山崎委員長、中野委員、濱崎委員、私（小浦委員）の4名が参加いたしました。都市計画審議会からは山崎一眞委員、山崎古都子委員、西居委員、宮前委員の4名が参加されました。この計8名で、8月10日と9月28日の2回合同専門委員会を開催し、審議を行いました。この内容は、資料に整理されていますが、この中でポイントになったところを紹介します。

1つめに、緊急の課題として多くの自治体が景観行政団体になっていく状況で、広域の風景をいかに守るかについて議論されました。その中で、これまでの風景条例の取組を継承しながら発展させていくことが大変重要である。広域的な風景を保全、形成していくためには、市町がそれぞれの景観計画で取り組むだけでは不十分で、風景条例を継承しつつ、実態にあわせて県の景観計画を早急に策定することが不可欠だという議論が行われました。

2つめには、現在すでに5つの市が景観行政団体になり、今後も増加が見込まれているにあたり、その景観行政団体間の施策の調整と連携のために協議を行う場をつくる必要があるということです。そのための協議会の設置を提案させていただきたいと思います。

3つめは、都市計画法との関係において、高さ規制をどのように盛り込むかが議題に上がりました。琵琶湖岸にも都市計画法に定められた用途地域がありますが、用途地域内においては市町の都市計画と調整する必要があるという結論に至りました。それでも、湖岸に高層マンションが林立してきている状況から、用途地域内であっても何らかの制限を検討する必要があると提言させていただきました。

4つめに、色の基準について議論を行いました。これまで滋賀県では推奨色という形で、色彩の基準を運用してきましたので、この運用で用いてきた基準を、景観計画における色彩基準とすればよいのではないかという意見になりました。

以上が、合同専門委員会で主に議論された内容と結果です。詳細につきましては、事務局から説明をいただきます。

## 事務局：

（合同専門委員会における意見の要旨と答申案について説明）

## 会長：

最初に一つ確認させていただきます。景観法への移行にともない景観行政団体の区域が県の景観計画から抜ける分、県の役割・仕事が減少するようなイメージを持たれがちですが、むしろ広域的な景観形成においては、県の役割がより重要になります。そのために、これまでの風景条例を継承する重要性を認識すべきであるという意見がたくさんありました。

各市町間の調整も県の役割として、今後ますます求められていくところです。

また、景観形成地域・地区の追加、拡大することで、景観行政を一層推進して欲しいという意見も多くありました。

それでは、ご審議をお願いします。

委員：

景観行政団体協議会は、県がある程度指導力を発揮できるものでしょうか。他の土地利用に関する協議会においても、県と市町が必ずしも上手に連携できていない例があります。具体的にリーダーとしての県のあり方について補足説明をお願いします。

事務局：

景観行政団体協議会については風景条例の中にその設置を位置づけます。その協議会において利害が対立した際に、県が景観行政団体の市町にどれほど影響力を持てるかという事ですが、県と市町は対等の立場にありますので、県が市町の意向に反し指導を行うことは不可能です。話し合いの中で、理解を求めていく事が原則にならざるを得ません。

会長：

協議会の議長には県がなるのですか。

事務局：

運営については協議会において運営要領を定めることとなります。

会長：

例えば、どこかの市町が運営要領に賛同しない場合はややこしくなりますか。

事務局：

要領の一部に賛同できないから、協議会に参加しないという事態も考えられます。

会長：

常識的に考えると、どの景観行政団体も一定のところで参加されると思いますが。

事務局：

現在その準備会をはじめておりますが、当初から利害が対立して、協議会そのものの設置が不可能になるという事態はないと考えています。

会長：

具体的な協議に入ったときには、最終的にはその景観行政団体の判断が優先される。これが、景観法、あるいは地方自治の考え方ということですね。

委員：

各景観行政団体が協議会に参加することになれば、その景観行政団体は要綱を守らなければならないということが良いか。

事務局：

もちろんその通りです。

会 長：

合同専門委員会でも、景観行政団体協議会において景観行政団体間を調整する役割を県に期待する意見が多くありました。

委 員：

すでに景観計画を策定している団体の景観計画と、今後策定予定の滋賀県景観計画と不整合が生じた場合、景観行政団体協議会で協議を行うつもりですか。

事務局：

そのように考えています。例えば、琵琶湖岸の高さ規制について規制を設けていない景観計画もあります。そのような景観計画をお持ちの市に対しては、琵琶湖岸の高さ規制についてそれぞれの市で検討されるよう協議するつもりです。

委 員：

高さ規制を設けることに賛同しない景観行政団体は、協議会に参加しないのではないのでしょうか。

事務局：

現在のところ、琵琶湖岸の高さ規制を全くしない、協議会に参加しないという意向をお持ちの景観行政団体はありません。現在高さ規制を持っていない景観行政団体においても、今後検討するという方向性を示されています。

委 員：

全ての景観行政団体が同じ方向を向いていれば問題はないですが、万が一、利害の対立が生じたときに、協議会の決定に強制力はないのですか。

事務局：

協議会が強制力を持つことは法的に困難です。最終的には景観行政団体の判断に委ねられます。

委 員：

景観行政団体については、その市町自身が決めることなので関与できない。県の景観計画区域については、県の規制ができるので高さ規制を行う。ただし、市街化区域は都市計画法を優先させるので高さの規制は行わない。こういう理解で良いか。

委員：

高さ規制についてはその通りです。高さ以外の形態意匠や色彩については、用途地域であっても届出をさせて、総合的に景観計画と照らし合わせて規制誘導を図ろうとしています。

事務局：

景観計画図の資料においてグレー色になっている区域は各景観行政団体に規制をかけるので、県では規制をかけられません。白色の区域は県が規制を行う区域で、そのうち琵琶湖岸について市街化区域以外は高さ規制をかけます。ただ、長浜市が景観行政団体になると、白色の区域における琵琶湖岸に市街化区域は残りません。

委員：

湖岸の風景をつくっていく上で、建物等の高さがどのようにコントロールされるのか。この点について皆さん疑問をもっておられるのだと思います。それにお答えするのであれば、少なくとも現在の風景条例のルールは、たとえ景観行政団体の中であっても引き継がれていきます。今般、景観計画を策定し、より景観形成を図ろうとするときに景観行政団体の区域には、県のあらたな規制は反映できません。ただそれは、景観行政団体協議会等で調整を図ろうということです。現在の風景条例による取組が後退することはありません。

会長：

なぜ市街化調整区域と市街化区域により高さ制限の有無が生じるかについて、もう少し説明をお願いします。

事務局：

都市計画法で高さを規制できない用途地域外については、景観計画で高さを規制し、都市計画法による高さ規制を図ることができる用途地域については、都市計画法にゆだねようという考え方です。

高さ13メートルの根拠については、自然公園法における琵琶湖岸高さ規制が最高高さ13メートルで、琵琶湖国定公園の外側一枚分に琵琶湖景観形成地域が指定されていますので、自然公園法の13メートルに合わせようというものです。

会長：

具体的に琵琶湖景観形成地域内の用途地域はどこになりますか。

事務局：

長浜市が景観行政団体になれば、県の琵琶湖景観形成地域内に用途地域は残りません。

委員：

自然公園法に合わせようというのは分かりましたが、13メートルという数字そのものの

根拠はわかりますか。

**事務局：**

通常の樹木で建物を見えにくくすることが可能な高さであるという理由が一般的に言われています。

**会 長：**

ヨーロッパ諸国においても似たような数字で、建物を樹木より低くする規制を行っている例もあるそうです。

**委 員：**

市街化区域の琵琶湖岸の高さについては各景観行政団体において検討されるべきという考えはまさにその通りで、大津市をはじめ高さ制限を行っていない景観行政団体もその検討を始めているようで、県の施策が有効に作用していると実感するところです。

従来、大規模建築物等の届出に関して用途地域内は届出対象外でしたが、このたび用途地域内も届出対象になります。このことにより建築確認申請の手続において何か影響があるのでしょうか。

**事務局：**

景観法および風景条例による届出は建築確認申請と連動していませんので、特定行政庁の事務に影響はありません。申請者には建築確認申請とは別で届け出いただく事になります。

届出件数につきましては、大規模な建物の届出が現在5件で、これが20件に増える程度です。大津市や彦根市などの景観行政団体の区域をのぞくと、県内全域における用途地域はあまり多く残りません。各市町の駅前等に限られますので、建物に関しては処理ができないほど届出が増えるということはないと考えています。携帯電話基地局をはじめとする工作物は、年間で約100件届出があり、およそ倍の200件の届出が見込まれています。一方、景観行政団体の増加に伴い、県への届出はその分減少していく事も考慮すると、実際の増加分は2倍にも満たないと予測しています。

**委 員：**

景観重要建造物の指定に関する考え方において「県民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている建造物」と書かれています。答えにくい質問かも知れませんが、県立琵琶湖文化館等の県有施設の存続について色々と議論されている中、景観という視点からどのように評価されていますか。

**事務局：**

個人的な見解として、琵琶湖文化館はある程度地域の景観形成の要素もあるかと思えます。滋賀会館は景観的にシンボルになっているとは思いません。

それとは、直接関係ありませんが、これまで県が行う事業については届出除外で、公共事業等の技術指針を遵守することとしていました。景観法には、国や地方自治体も通知が必要となる旨の規定がありますので、国や地方自治体が行う建築物と一定規模の工作物について通知してもらい、景観上配慮が必要な点があれば協議を求めていきたいと考えております。

**委員：**

市町が景観行政団体になることを積極的に支援しながら、逆にそれを束ねようとする景観行政団体協議会を設置する場合、県職員も市町の職員も同じ仕事をするおそれはないか。県と市町のすみわけを十分考える必要がある。答申案における景観行政団体協議会の機能を見ると、県が、市町が行うべきことまで手を出そうとしているようにも受け取れる。

変更命令を行うときに、何をよりどころにして変更命令をするのか教えて欲しい。

また、答申案 12 ページ( 3 )の末尾に「その考え方を示すことが期待される。」とあるが、誰が誰に示すのか、明確にして欲しい。

**事務局：**

変更命令についてお答えしますと、法律上、形態意匠と色彩について変更命令をする事ができます。例えば、勾配屋根が望ましい地域において、陸屋根で届出が行われた場合については変更命令をする可能性があります。また、色彩について、色彩基準に適合しない、非常に派手な建物が建つおそれが生じた場合にも、変更命令をする可能性があります。なお色彩については、より基準を明確にするために、マンセル値を用いた基準を設けようとしています。なお、変更命令をする為には景観審議会に必ずご意見聴かせていただく仕組みにしようと、条例案を作成しています。変更命令をするかしないかの最終的な判断は行政で行いますが、ご意見は必ずお伺いしようと思います。

答申案 12 ページ( 3 ) 末尾の部分については、「都市計画決定する主体が、住民に示す」という意味です。

**委員：**

色彩の基準についてですが、基調色に適用される基準と言うことです。基調色とは、どのような定義をされていますか。

**事務局：**

届出に対して、適合判断をするのは各地方機関ですが、同一の届出に対してはどの地方機関においても同じ判断が行われるべきなので、ガイドライン等の作成を行いたいと考えています。

**会長：**

今後ガイドラインを策定する予定があるのですか。

事務局：

事務局としては、是非とも作成したいと考えておりますが、財政的な問題もありますので、ご期待に添えるようなガイドラインを作成できるとは限りません。

会 長：

今回の答申では、必ずしも明確になっていないところもありますので、是非ともガイドラインを作成して欲しいと思います。また、ガイドライン作成の際には、当審議会の意見も聴いて作成するようお願いいたします。

委 員：

変更命令の対象になるのは、どのようなケースですか。

事務局：

法律上、建築物および工作物の形態意匠・色彩についてのみ変更命令を行うことができます。高さについて勧告は行えますが、変更命令はできません。

会 長：

屋外広告物の規制強化について、内容をもう少し説明してください。

事務局：

屋外広告物の関しては、琵琶湖景観形成地域内の規制強化について主に議論いただきました。琵琶湖景観形成地域は、現在の許可地域を禁止地域に変更します。これにより、一切の宣伝用看板が掲出できなくなりますが、自家用の広告物と案内用広告物は掲出が可能です。

景観計画による琵琶湖景観形成地域内の高さ規制に連携させて、自家用の広告物についても市街化区域以外では13メートル以下に制限します。また自家用広告物の総量規制についても、その区域の用途地域等により一定の緩和を図りつつも、規制を適用させたいと考えております。

案内用広告物についても、現在の5㎡を1㎡まで規制を強化しようと考えております。

会 長：

県内の景観行政団体で屋外広告物条例をつくらうとしている市はありますか。

事務局：

大津市が平成21年度から独自の条例を制定しようとしています。これは、中核市への移行にあわせてのことです。

会 長：

私の知る限り景観行政団体であっても、屋外広告物行政をみずからしようとするところは



あまりない印象ですが、県から市町に独自条例制定の働きかけはしないのですか。

**事務局：**

各市町が独自に屋外広告物条例を制定していただくことが望ましいとは思っています。しかし、まだ機が熟していないように考えています。ただし、景観行政団体にあっては、なるべく早い段階で屋外広告物行政も担って欲しく考えています。

**委員：**

誤解があってはいけないので、確認しておきます。先ほど、景観行政団体協議会について言及しましたが、協議会の設置に反対しているわけではなく、県と市町の役割分担を明確にして欲しいと考えているわけです。

市町には、住民の生活に密着した形でミクロの仕事をして貰い、県は、河川や道路を含めた県全体のデザインを研究するような役割を担って欲しいと思います。

**委員：**

県内の各景観行政団体は風景条例を継承すること以外に、何を試みているのか紹介してください。

**事務局：**

大津市は、眺望景観という考え方を採用していて、眺望保全の為の地域は市街化区域であっても景観アセスメントを義務づけています。

近江八幡市は、西の湖周辺と伝統的建造物群保存地区周辺について、先に景観計画を策定し、かなり細かい基準を設定しています。

彦根市は、城下町なので彦根城を核として景観形成を図っています。お城の周辺地域においては、天守閣が見えるように高さ規制を行い、なおかつ琵琶湖周辺や芹川周辺については高さ規制をしています。また色彩はマンセル値を用いて規制しています。

高島市は、内容的には風景条例をほとんど踏襲されていますが、海津大崎を文化的景観に指定されたあとは、高島市らしい独自の取組を検討する予定です。

**会長：**

ご意見はもうよろしいでしょうか。本答申案についてご了承いただけたということで良いですか。

ガイドライン作成の際には、本審議会に意見を聴いていただくことをお願いして、本日の審議を終了いたします。

**事務局：**

会長、進行ありがとうございました。

非常に多面的な意見をいただきました。今後は、同じ内容を都市計画審議会にかけて、答

申をいただく予定をしています。その後は、今年度中に景観計画の策定、風景条例の改正を行う予定をしています。本日はありがとうございます。

(散会)